

(15)猫不妊・去勢手術費補助金等について

近年、猫による糞尿被害等の苦情が増加しています。

これらに対し町では以下の助成を行っており、被害に苦慮している方々の経済的負担の軽減や、猫の不必要な増加抑制を図っています。

補助金等名称	地域猫活動モデル（繁殖制限措置）補助金	猫不妊・去勢手術費補助金	猫よけ器（超音波発生装置）購入補助金	猫よけ器（超音波発生装置）貸出
助成概要	地域猫（地域で決めたルールにより管理する「飼い主のいない猫」）の不妊去勢手術に対する補助を行います	地域猫以外の猫の不妊去勢手術に対する補助を行います	土地所有者が飼っていない猫による糞尿等の被害を軽減するため、猫よけ器購入に対し補助を行います	土地所有者が飼っていない猫による糞尿等の被害を軽減するため、猫よけ器を貸し出します
助成対象	集落、または地域猫を適正に管理できる団体（団体登録の要件あり）	飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる者または集落	猫による被害に苦慮している世帯または集落	猫による被害に苦慮している世帯
助成内容・金額等	不妊去勢手術費用の10/10以内 上限27,000円/匹	不妊去勢手術費用の1/2以内 ・ 飼い猫 上限10,000円/匹 ・ 飼い主のいない猫 上限10,000円/匹 【集落が申請する場合】 ・ 飼い主のいない猫 不妊去勢手術費用の3/4以内 上限15,000円/匹	購入金額の1/2以内 上限5,000円/台 (1世帯につき2台まで) 【集落が申請する場合】 10台まで補助	15日以内の貸し出し (1年度につき1世帯2台まで)
備考	申請にあたっては、事前に団体登録が必要です	・ 飼い猫にも利用できます ・ 手術前に申し込みが必要です	猫よけ器の貸出しにより、成果が得られることを確認してから本制度を利用することが可能です	購入も考えているが、まずは試してみたい場合にも利用可能です

注意事項

○補助金については予算がなくなり次第、受付を終了します。

○不妊去勢手術後の申し込みは補助対象になりません。必ず手術前に、余裕を持って申し込みください。

○飼い主のいない猫については、不妊去勢手術に併せて耳先の一部カットが必要になります。

【問い合わせ先】

地域整備課 環境整備室 担当:勝部裕之
電話:68-5539 FAX 68-3866
メールアドレス kankyouseibi@houki-town.jp